

## 特集③

# 市県民税のお知らせ

問▼市民税課  
(☎71)2214)

市県民税(個人住民税)は、その年の1月1日現在、市内に住んでいて、前年に所得があった人に課税されます。県民税は、市民税とあわせて納めることになっています。

市県民税には、所得に応じて課税する所得割と、一律課税する均等割の2種類があります。

### ■納付方法

次の3種類があります。

- 普通徴収↓口座振替または金融機関などで直接納付
- ※納期限▼第1期↓7月2日(月)第2期↓8月31日(金)、第3期↓10月31日(木)、第4期↓来年1月31日(木)。
- 給与からの特別徴収↓6月、翌年5月の給与から引き落とす
- 公的年金からの特別徴収↓4月、翌年2月の公的年金から引き落とし(公的年金所得にかかる市県民税のみ)

問 小学生の子どもを扶養していますが、昨年度と比べて税金が上がっています。なぜですか？

答 今年度から16歳未満の扶養親族の扶養控除が廃止されたことで、税金が上がっている可能性があります。

### 市県民税の軽減・免除

次の①～⑤に該当する人は、

- 市県民税が課税されない人
- 所得割・均等割ともにかからない人
- 平成24年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 平成24年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- 均等割がかからない人 前年の合計所得金額が次の金額以下の人
- 所得割がかからない人 前年の総所得金額等が次の金額以下の人
- 所得控除の合計額
- 扶養親族がいない↓32万円
- 扶養親族がいる↓32万円×(1+扶養親族数)+18万9000円
- 所得割がかからない人 前年の総所得金額等が次の金額以下の人
- 所得減少減免 病気・けが・会社都合による退職などにより、平成24年中の所得が平成23年中の所得の半分以下になると見込まれる人のうち、平成23年中の合計所得金額が50万円以下で、単身世帯または扶養親族がある人
- 災害減免 火災など災害によ

- 勤労学生減免 賦課期日において勤労学生である人のうち、平成23年中の合計所得金額が65万円以下で、不動産所得など自己の勤労によらない所得が10万円以下である人
- 所得減少減免 病気・けが・会社都合による退職などにより、平成24年中の所得が平成23年中の所得の半分以下になると見込まれる人のうち、平成23年中の合計所得金額が50万円以下で、単身世帯または扶養親族がある人
- 災害減免 火災など災害によ

## 税額の計算の流れ

市県民税の税額は、次の①～④の順に計算します。

- ①前年の所得金額－所得控除額＝課税標準額(千円未満切り捨て)
- ②課税標準額×税率＝算出所得割額
- ③算出所得割額－税額控除額－配当割額・株式等譲渡所得割額控除額＝所得割額(百円未満切り捨て)
- ④所得割額＋均等割額＝年税額

### ■用語解説

- 所得控除 所得から、一定額を差し引く制度。配偶者控除や扶養控除などの人的控除や、生命保険料控除、医療費控除などがあります
- 税率 市民税6%、県民税4%で、合計10%
- 税額控除 本来支払うべき税額から一定額を差し引く制度。調整控除や配当控除、住宅借入金等特別税額控除などがあります
- 均等割額 市民税3000円、県民税1500円で、合計4500円



問 年金を受給していますが、今年初めて納税通知書の「公的年金から特別徴収される税額」欄に金額が載っていました。どういことですか？



答 その年の4月1日時点で65歳以上の年金受給者は、年金所得にかかる市県民税が年金から特別徴収(引き落とし)されます。

| ●特別徴収開始年度 |                         |         |                 |         |         |
|-----------|-------------------------|---------|-----------------|---------|---------|
| 月         | 6月                      | 8月      | 10月             | 12月     | 翌年2月    |
| 納付方法      | 普通徴収<br>(納付書で納付または口座振替) |         | 年金から特別徴収(引き落とし) |         |         |
| 税額        | 年税額の1/4                 | 年税額の1/4 | 年税額の1/6         | 年税額の1/6 | 年税額の1/6 |

| ●2年目以降 |                 |    |    |              |     |      |
|--------|-----------------|----|----|--------------|-----|------|
| 月      | 4月              | 6月 | 8月 | 10月          | 12月 | 翌年2月 |
| 納付方法   | 年金から特別徴収(引き落とし) |    |    |              |     |      |
| 税額     | 前年度2月と同額        |    |    | 年税額の残りの1/3ずつ |     |      |

※開始年度は、半額が第1期・第2期の普通徴収、残り半額が10月～翌年2月の年金からの引き落としとなります。

### 主な税制改正

- 扶養控除の改正 16歳未満の扶養親族の扶養控除が廃止されました。ただし、市県民税の所得割・均等割非課税判定には、16歳未満扶養親族の人数も考慮されます。特定扶養親族の範囲が、19歳以上23歳未満になったのに伴い、
- 対象となる額 ①～③↓申請日以後に納期の到来する全額
- ④↓申請日以後に納期の到来する額の2分の1
- ⑤↓被害の状況に応じて定められた額
- 提出期限 ①～④↓普通徴収の各納期限の7日前まで
- ⑤↓災害の日から30日以内

### 年齢別の扶養控除概要

| 年齢       | 特定扶養親族         |                     |                     |        | 同居老親等加算 |
|----------|----------------|---------------------|---------------------|--------|---------|
|          | 少年扶養親族<br>【廃止】 | 一般の<br>控除対象<br>扶養親族 | 一般の<br>控除対象<br>扶養親族 | 老人扶養親族 |         |
| ～15歳     | 45万円→          | 33万円→               |                     |        |         |
| 16歳～18歳  |                | 45万円→               |                     |        |         |
| 19歳～22歳  |                |                     | 38万円→               |        |         |
| 23歳～69歳  |                |                     |                     | 38万円→  |         |
| 70歳～     |                |                     |                     |        | 38万円→   |
| 控除対象扶養親族 |                |                     |                     |        |         |
| 扶養親族     |                |                     |                     |        |         |

### ■寄附金税額控除の改正

寄附金税額控除の対象となる寄附金の額が、年間合計5000円超から20000円超に変更されました。